

自然由来重金属を含む建設発生土の分析方法等の検討について

1 検討の前提と目的

現時点では、建設発生土を分析するかどうかも含めて検討段階ではあるが、予め、分析方法について検討しておく必要がある。土壌の分析は、費用や時間等の負担が大きくなるため、土壌汚染対策法との整合性を図りながら、合理的な方法を検討する。

2 簡易分析の採用の検討

(1) 簡易分析法（簡易な前処理法も含む）の採用について（案）

自然由来重金属を含む建設発生土の分析方法については、「搬出先の検討」等を行うための、ふるい分けの位置づけで実施するものであり、土壌汚染対策法の対象外であるとの位置づけである。よって、公定法だけではなく、時間やコストの節約のため、簡易分析法を採用してもよい。

(2) 簡易分析法

環境省や東京都で実証実験を行い、簡易分析の採用に積極的な姿勢をとっている。

主体	環境省	東京都
名称	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	土壌汚染調査（重金属等）の簡易で迅速な分析技術
概要	汚染原因者や土地所有者等が無理なく速やかに汚染の除去等を講じることができるよう、安全性、確実性を有し、より低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術を実用化して普及させていく	土壌中の有害物質の調査費用の低減化、調査期間の短縮化を目的としている。
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・最高濃度地点を詳細に把握し、深度調査地点を決定する目的で、簡易法による土壌溶出量・土壌含有量分析を実施する場合がある。 ・措置を適切に実施するため、基準不適合土壌が把握された範囲において、より詳細な濃度分布の把握を行う際には、適当な簡易分析の採用が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都条例に基づく土壌汚染状況調査の詳細調査及び自然由来判断調査 ・東京都条例に基づく土壌汚染拡散防止措置にかかわる絞込み調査 ・その他土壌汚染対策法に基づく詳細調査等（公定法との併用により採用可）

3 簡易分析によって基準超過の可能性がある土壌の取扱いについて

(1) 土壌汚染対策法に基づく調査結果に関する規定（平成 22 年 3 月 5 日環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知（抄））

「土壌汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要がある。

(2) 簡易分析によって基準超過の可能性がある土壌の取扱い（案）

土壌汚染対策法の要措置区域等外の土地の基準不適合土壌等の位置づけになる。

よって、土壌汚染対策法の規制は受けないことと整理できるが、基準超過の可能性がある土壌についても、適切に取扱うため、合理的な取扱いの検討が必要である。